

保護者各位

令和3年度千葉県私立中学校等修学支援実証事業費補助金について

いつも本校の教育活動にご協力いただき誠にありがとうございます。
千葉県より標記の件についてご連絡がありましたのでご案内いたします。
下記事項をご確認いただき該当の方は事務室まで申請書類を取りに来て下さい。

1. 本事業について

私立小中学校の授業料負担が、ご家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯について、授業料負担の軽減を行うとともに義務教育段階で私立学校を選択した理由やご家庭の経済状況などの実態を把握し、経済的支援の在り方を検討する事業です。

2. 支援金額について

最大年額10万円（千葉県より学校が入金後、授業料引き落とし口座へ返金します）

3. 認定基準について

支援を受けるためには、以下の基準をすべて満たしていることが必要です。
なお、国の予算の関係上、基準を満たしていても対象外となる場合があります。

- ①在籍基準：7月1日時点で、私立中学校に在籍していること
- ②所得基準：世帯の年収合計が約400万円未満(目安)であること。(令和2年分)
※別添「記入例収入状況」で控除額を引いた額が140万円未満
- ③資産基準：世帯保有資産額の合計が600万円以下であること
- ④その他：祖父母等からの教育資金の一括贈与をしていないこと

4. 提出書類について

- ①～③の全ての書類の提出が必要です。
- ①申請書(課税証明書と保有資産(通帳写等)を確認できる書類の添付が必要です)
- ②誓約書
- ③意識調査書(アンケート調査)

③については保護者様にて厳封後提出いただきますのでご注意ください。
※このほかにヒアリング調査を実施する場合があります。調査対象となった場合はご協力いただくこととなりますので、ご了承ください。

5. 申請の期限及び今後のスケジュールについて

申請期限は、9月25日まで

支援対象者及び支援額の決定は及び返金については、12月以降の予定です。

以上

千葉日本大学第一中学校 事務室

この件についてご不明な点などございましたら、事務室 重堂・山下までお問い合わせ下さい。